

一般社団法人日本和文化振興プロジェクト定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本和文化振興プロジェクト（以下「当法人」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 当法人は、和装、和食、日本建築、伝統文化、伝統工芸等を中心とする日本の文化（以下「和の文化」という）を研究し、これらを十分に理解し、鑑賞し、利用し、その評価を高め、将来に向けて保護し、かつ進化を図ること、また、これをブランド化して海外へ発信することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 「和の文化」をテーマにした各種イベントの開催
2. 「和の文化」の国内及び海外への広報活動
3. 「和の文化」に関連する研究活動及びその助成
4. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みを行い、理事の過半数の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員たる資格を取得した時点及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則または法令に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第 7 条の支払義務を半年間履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事（以下「役員」という）の選任又は解任
3. 役員報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更

6. 解散及び残余財産の処分

7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に年 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。代表理事が事故その他の理由により招集できない場合は他の理事の過半数の決定により招集すべき理事を決定する。

(招集の請求)

第 15 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2) 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(役員を設置)

第 20 条 当法人に理事 1 名以上 10 名以内を置き、監事 1 名以上 3 名以内を置く。

2) 理事のうち 2 名以内の者を代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2) 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第 22 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2) 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2) 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3) 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4) 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 25 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 26 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類（これらの付属明細書を含む）を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 貸借対照表
3. 損益計算書（正味財産増減計算書）

2) 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に据え置くものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 27 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 28 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 8 章 公告の方法

(公告)

第 29 条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 附則

(設立時社員)

第 30 条 当法人の設立時社員の氏名は、以下のとおりとする。

近藤誠一

重松理

橋本浩二

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第 31 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

代表理事 近藤誠一

代表理事 重松理

理事 橋本浩二

監事 石村善哉

(法令の準拠)

第 32 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。